

後期高齢者医療 国民健康保険に 加入しているみなさんへ

町民課国保年金係
☎ 055-272-1105

後期高齢者医療制度

お手元の資格確認書の有効
期限は7月31日までです

年齢やマイナ保険証の利用状況
に応じて、新しい「資格確認書」も
しくは「資格情報のお知らせ」の
どちらかを7月中にお送りします。

▼「資格確認書」(さくら色)が
送付される方

- ・85歳以上の方
- ・84歳以下でマイナ保険証を普段
からご利用されていない方

↓特定記録郵便で郵送

国民健康保険

「資格情報のお知らせ」
もしくは「資格確認書」を
送付します

マイナ保険証(健康保険証利用
登録したマイナンバーカード)の
保有状況に応じて、「資格情報
のお知らせ」もしくは「資格確認書」
を、7月から世帯主宛に順次発送
します。

「資格情報のお知らせ」は、マイ
ナ保険証の利用登録がお済みの方
に、医療保険の資格情報を確認で
きるよう交付される書類です。

「資格確認書」は、マイナンバー
カードをお持ちでない方、マイナ
保険証の利用登録がお済みでない
方等が、医療機関等を受診する際
に提示する書類です。

医療機関や薬局で受付の際に
は、マイナ保険証か資格確認書の
ご提示をお願いします。

また、新たに職場の健康保険に
加入した場合や、退職などで今ま
での保険ではなくなった場合は、
14日以内に加入・喪失の手続きを
してください。マイナ保険証登録
済みの方も、お手続きが必要です。

▼「資格情報のお知らせ」 (A4サイズの白い紙)が 送付される方

- ・84歳以下でマイナ保険証を普段か
ら利用されている方(マイナ保険
証を過去1年間で6回以上、さ
らに概ね直近3か月以内に利用
している方)

↓普通郵便で郵送
古い資格確認書は8月1日以降
使えません。個人情報記載され
ていますので、細かく裁断するな
ど確実に破棄して下さい。

資格確認書への限度額区分 の任意記載事項の併記

マイナ保険証をお持ちでない方
で、資格確認書への限度額区分の
記載を新規で希望される方は申請
が必要です。

被保険者名	後期 太郎
被保険者番号	00000000
住所	甲府市蓬沢1丁目15番35号
負担割合	1割
有効期限	令和8年7月31日

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	令和8年7月31日
被保険者番号	00000000	性別 男
氏名	後期 太郎	昭和0年0月0日
生年月日		令和0年0月0日
資格取得年月日		
交付年月日		
負担割合・発行期日		
限度区分・発行期日		
長期入院・発行期日		
特定疾病区分・発行期日		
被保険者番号	39190000	印
被保険者名	山梨県後期高齢者医療広域連合	

ここに記載されます

※前年度交付を受けた方や既に併
記申請を行った方には、任意記載
事項が記載された資格確認書を
交付しますので申請は不要です。
※マイナ保険証をお持ちの方は、
医療機関等の窓口でマイナ保険
証を提出し、「限度額情報の表
示」に同意することで適用され
ますので申請は不要です。

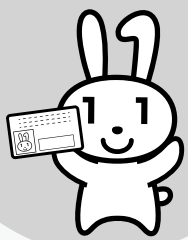
長期入院時の食事代減額は 申請が必要です

「低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)」に該当
する方で、申請月を含めた過去12
か月の入院日数が90日(低所得者
Ⅱと判定された期間に限る)を超
え、入院時の食費等の減額をさら
に受ける場合は、**町窓口での申請
手続きが必要です。**ただし、申請
書を提出する月以前の12か月以内
で、90日を超えた入院日数のわか
る領収書、もしくは入院証明書等
の添付書類が必要です。

申請後は入院時の食事代が減額
されます。ただし、申請日から申
請月末日までの食事代は療養費(食
事療養費差額)の申請が必要です。
※マイナ保険証の保有の有無に限
らず、長期入院に該当する方は
申請が必要です。

医療機関・薬局の受付で提示するもの

マイナ保険証をお持ちの方
→資格情報のお知らせ



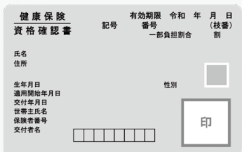
マイナ保険証で受診してください

受診先にカードリーダーを置いていな
い、マイナ保険証を読み取れない場合は、
「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を
一緒に持参することで、受診ができます。

マイナ保険証をお持ちでない方
→資格確認書



資格確認書で受診してください

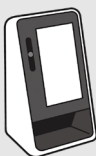


※従来の健康保険証の有効期限は終了しました。

マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

マイナ保険証の利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマ
イナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。
※マイナポータルやセブン銀行 ATM、町役場町民課窓口からも利用登録が可能です。

今年度の
後期高齢者医療保険料額が決定
加入者の皆さんに保険料決定
通知書をお送りします

今年度の保険料額が決定しまし
た。加入者の保険料額は、昨年中
の所得が確定するこの時期に決定
し、保険料決定通知書などをお送
りしています。保険料が年金から
天引きされる方以外で、口座振替
を申請されていない方は納付書が
届きます。各納期限内に金融機関
窓口で納付をお願いします。また、
納め忘れのないよう、口座振替を
ご検討下さい。

子ども・子育て支援金制度 が導入されました

今年度より、従来の保険料(医
療分とあわせて子ども・子育て支
援金のご負担をお願いします。皆
さまからお預かりした支援金は、
子ども・子育て支援納付金として
国に納付され、子ども・子育て世
帯向けの給付等に充てられます。
従来の医療分の保険料とは区分さ
れた仕組みですので、医療分など
に流用することはありません。



＼地域密着型 買取専門店／

おたからや 市川三郷店

金色・銀色していたら
それって価値のある物かも！
一度お持ち込みください



貴金属・ジュエリー

金・銀・プラチナ
金貨 インゴット
ダイヤモンド
ルビー・サファイア
エメラルドなど

ブランドバッグ ブランド時計

ヴィトン エルメス
シャネル セリーヌ
ロレックス オメガ
パテックフィリップ
オーデマピゲなど

骨董品

掛け軸 カメラ
香木 ブランド食器
ライター ジャンク時計
古銭 テレカなど

ご挨拶

身の回りにあるもので、使わなくなった金・貴金属やデザインの古くなったブランド品など、処分されようとしていた物が、本当は価値のある物だったりします。眠っているお宝がありませんか？『これ売れるかな？』と思ったら是非おたからや市川三郷店にお問い合わせ下さい！



店長
井戸 順子



おたからや市川三郷店

所在地 / 山梨県西八代郡

市川三郷町市川大門1384-1

定休日 / 不定休

営業時間

10:00～18:00

月 火 水 木 金 土 日

● ● ● ● ● ● ●

山梨県公安委員会
471042022046号



有料広告

国民健康保険税の改定

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが納める保険税と国・県の公費などにより、県と市町村が共同で運営しています。町では、県が示す標準保険税率を参考に町の国民健康保険税率を表のとおり改定しました。

子ども・子育て支援金制度が導入されました

令和8年度から「子ども・子育て支援分」が新設されました。社会全体で子どもや子育て世帯を支える新しい仕組みで、児童手当や保育サービスの充実などの子育て支援に活用されます。

市川三郷町国民健康保険税の税率（改定前・改定後）

区分	改定前（令和7年度）				区分	改定後（令和8年度）			
	医療分	後期 支援分	介護分	子ども・子育て 支援分		医療分	後期 支援分	介護分	子ども・子育て 支援分
所得割	7.17%	2.76%	2.23%	-	所得割	7.17%	2.76%	2.23%	0.27%
均等割	29,600円	11,500円	12,200円	-	均等割	29,600円	11,500円	12,200円	1,228円
18歳以上 均等割	-	-	-	-	18歳以上 均等割	-	-	-	52円
平等割	19,900円	7,700円	6,300円	-	平等割	19,900円	7,700円	6,300円	788円

▷所得割…前年中の所得に応じて計算 ▷均等割…被保険者1人あたりの税額 ▷平等割…1世帯あたりの税額

将来にわたって安心して国民健康保険を利用できるようにするため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

町税務課住民税係 ☎ 055-272-1104 町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

令和
8年度

国民年金免除・納付猶予申請 免除猶予期間は翌年6月まで

下記の①～②に該当する方は、早めの手続きをお願いします。

- ①所得の減少等の理由により保険料の免除を新たに希望する方
- ②昨年度（令和7年7月～令和8年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例により免除の承認を受けている方、免除の継続を希望されなかった方

※免除申請も保険料の納付もしていない場合は、**保険料未納期間**となります。

未納のままにしておくと、将来の年金だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は早めの手続きをお願いします。

申請は町民課、年金事務所窓口で行うことができます。
郵送申請も可能（日本年金機構ホームページから申請書をダウンロード）

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004

竜王年金事務所 ☎ 055-278-1104

町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

国民年金の免除申請7月スタート

国民年金の納付が困難な方へ

